

2016年10月 吉日

滋賀県
知事 三日月 大造 様

滋賀県中小企業家同友会
代表理事 蔭山 孝夫

〒525-0059 草津市野路8丁目13-1
電話 077(561)5333 FAX077(561)5334
E-Mail : jimu@shiga.doyu.jp
URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

2017年度 滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

□滋賀県中小企業家同友会の概要

- ・ 創立 1979年1月
- ・ 代表理事 蔭山孝夫（滋賀建機（株）会長）
- ・ 会員数 613名（中小企業経営者 2016年9月末現在）
- ・ 中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

□中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱（じん）な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

I. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」という：1979年1月創立、会員数613名）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねてまいりました。

また、私たちは2003年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定と、地域においては「中小企業振興基本条例」の制定を提言してまいりました。

その成果として、2010年6月に「中小企業憲章（以下「憲章」という）」が閣議決定されました。滋賀県では、2012年11月の県議会定例会において「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（以下「県活性化条例」という）」が可決され、2013年4月1日より施行されました。

私たちは、この画期的な憲章と県活性化条例の具体化および活用を期待するとともに、私たち自身が地域社会の期待に応えうる強靱な体質の中小企業をつくる主人公であるという自覚と責任を持って事業活動に臨み、滋賀県経済を持続的に発展させる決意です。

私たちが望む経営環境とは、安全・安心に人間らしく生きることができる地域社会のもと、安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大が図られ、中小企業がその持ち味を存分に発揮して地域課題を解決するとともに、新しい仕事づくりに向けた条件と環境が整備されることです。

2015年3月に策定された「滋賀県基本構想」には「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなで作ろう！新しい豊かさ～」を理念に掲げ、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに向けて、2040年を展望したビジョンと重点政策が示されました。

大切なことは、これらの政策を推進するためには、県活性化条例で滋賀の経済や社会の主角として位置づけられている中小企業の活力を引き出し、自主的・自覚的に地域振興を推進する主人公を多数生み出していくことだと考えます。

私たち滋賀同友会は、地域で人々が人間らしく生きのための諸課題の解決を、社員と共に知恵と力を結集して取り組むことで仕事を創造し、激変の時代を切り拓いてまいりました。

つきましては、自主的自助努力による企業づくりと、より良い経営環境を実現する条件を整えるために、以下の通り要望と提言を行います。

県独自で解決できる事、国に対して要望する事などに分けて、関係各位の取り組みをお願いいたします。

Ⅱ. 2017年度 滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

1. 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を実効性のあるものにするための具体的施策を講じていただきたい。

2010年に政府が憲章を閣議決定し、県では2013年4月1日から県活性化条例が施行されました。憲章と県活性化条例による中小企業の振興、ひいては地域振興に向けた具体的な取り組みを進めるために、以下のことを要望いたします。

1) 「憲章」と「県活性化条例」の精神を広く県民に根付かせる取り組みを。

①県では10月に「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」を定め、関係者が連携し一体となって取り組みを進めておられますが、中小企業を「社会の主役」として位置付け、「どんな問題も中小企業の立場で考え」、中小企業が光り輝くことで豊かな国民生活を実現すると謳い、県活性化条例制定の弾みともなった憲章の精神を広めるという位置付けが弱く、取り組む関係者も行政、経済団体、支援機関、金融機関、大学に限られております。

「中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に」（県活性化条例より）広く県民と共に中小企業を支援する機運を盛り上げていくためには、憲章の精神の普及推進も位置付け、月間を推進する体制の中に一次産業の従事者や、消費者、学校等の教育関係者など、地域を形成する多様な人々の参加（県活性化条例を基に県庁内の各部課を横断する推進体制を取るなど）を促進し、その意義を広めて行くように具体的に取り組んでいただきたい。

なお、中小企業家同友会では毎年6月に憲章を広める推進月間を設け、全国の同友会が行事を行い、国会でも集会を主催し衆参国会議員へ憲章の国会決議を要請していますので、県の定める月間においても関係団体の一つとして協力することを惜しみません。

②滋賀県の「国の施策および予算に関する提案・要望」の中に現場に立脚した中小企業の振興施策の充実を加え、その中で憲章の国会決議を政府へ要請して下さい。

滋賀県が中小企業を社会の主役として位置付け、人と地域が輝く滋賀を実現しようとしている姿勢を全国に先駆けて行っていただくことで、県内はもとより全国の中小企業を励ます大きな力になると考えます。

2) 滋賀県経済における中小企業の果たす役割を明確に示して下さい。

中小企業の活性化を広く県民と共に推進していくためには、滋賀県経済における中小企業の果たしている数量的な役割を明確に示していくことが必要だと考えます。

当会では2006年度総務省の調査を基にして独自に集計をし、従業者規模10人未満の事業所数が80.2%、20人未満で全体の90.8%を占めており、滋賀県経済を元気にするためには、これら多数の中小企業、とりわけ従業者数20人未満の事業所を元気にする条件と環境を整備することが欠かせないことを会の内外へ知らせていますが、これだけでは十分とはいえません。

県からは「中小企業白書2015年版によると、本県における中小企業の数、36,824社であり、県内企業の99.8%を占めており、うち小規模企業は31,999社であり、県内企業の86.7%となっている。また、中小企業の従業者数は、294,729人となっており、県内企業の83.8%を占めており、うち小規模企業は116,725人であり、県内企業の33.2%となっている」(2016年度要望への回答より)と、中小企業白書の数字のみ示されましたが、企業数・従業者数(従業者規模別企業・事業所数)・売上高・付加価値・人件費・納税額(法人税、給料の所得税)については回答がいただけませんでした。

2006年総務省事業所企業統計(滋賀県)

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	34,270	61.5%	72,864	13.1%
5人～9人	10,435	18.7%	67,937	12.2%
10人～19人	5,884	10.6%	79,222	14.2%
20人～29人	2,033	3.6%	48,198	8.7%
30人～49人	1,470	2.6%	55,029	9.9%
50人～99人	969	1.7%	67,104	12.1%
100人～199人	414	0.7%	55,367	9.9%
200人～299人	128	0.2%	30,604	5.5%
300人以上	124	0.2%	80,263	14.4%
派遣・下請従業者のみ事業所	41			
合計	55,768			

つきましては、中小企業が滋賀県経済に果たしている役割を明確に示すために、以下の指標について調査してお答え頂くと共に、広く県民に対して広報をお願いします。

県内企業に占める中小企業の

企業(事業所)数、従業者数(従業者規模別企業・事業所数)、売上高、付加価値、人件費、納税額(法人税、給料の所得税)、社会保険料負担額、製造品出荷額、卸小売販売額

県内中小企業の果たす役割を明らかにすることは、中小企業が社会の主役であることを広める上で欠かせないことであり、中小企業施策を立案するためにも重要なことだと考えますので、宜しく願いいたします。

なお、数値が明らかにならないのであれば、その理由をお聞かせ頂くと共に、数値を掴むための独自の調査活動を行うことについてのご見解をいただきたいと存じます。

3) 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを行っていただきたい。

- ① 中小企業が社会の主役として継続して発展する条件と環境を整備するためには、実態調査によってその地域の最新情報をつかみ、その地域に合った支援策を講じることが求められます。

中小企業を振興する条例を制定した自治体では、「調査・条例・産業振興会議」を3点セットとして、特に調査活動に力を入れて取り組むところが増えています。

滋賀県でも「様々な手法を用いて、実態の把握に努め、中小企業活性化施策に活かしている」「滋賀県中小企業活性化審議会を設置し」「中小企業の活性化について様々な視点からご意見や見解をいただいております、施策立案に活かしている」(2016年度要望への回答より)と精力的に取り組まれております。全国の経験では計画的で系統的な意見交換や、地域別の悉皆による調査活動をすることで、地元の中小企業の現状について自治体職員自身が実感をもって把握できたことが、各自治体の財産となり政策へ有意に反映されています。

滋賀県としても各自治体と連携し、計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して継続的な実態調査ができるように支援策を講じてください。

○参考

松山市中小企業振興対策事業ホームページ

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyou/tyusyokigyoushinoko.html>

- ② 各産業や地域単位で「産業振興円卓会議(仮称)」を設置し、中小企業を主人公にした戦略立案を恒常的に行う条件と環境を整備していただきたい。

既存の経済団体との意見交換を単発的に行うだけでは、実効性のある中小企業振興施策をつくり得ないことから、条例を制定し実践を始めている地方公共団体では、施策の立案と推進エンジンとなる「産業振興円卓会議(仮称)」を設置し、その下に専門部会を設け、構成メンバーの創意や自主性を引き出す仕組みを作っています。このことが、最も重要な取り組みであるという全国の実践から真摯に学んでいただくことをあわせてお願いいたします。

- ③ 「県活性化条例」に基づき、滋賀県商工観光労働部中小企業支援課の庁内組織での位置づけを高める(庁内各部課を横断して中小企業振興を推進できるように)と共に、人材の配置と処遇(中小企業振興の専門人材を配置し、一定の期間移動しないこと。全国の経験から学ぶための旅費・研修費用等で腰を据えて中長期的視点で課題に取り組む)を強化して下さい。

4) 中小企業振興による新たな地域経済振興施策の調査研究および普及を恒常的に取り組む研究会活動の推進を。

中小企業や小規模事業者を社会の主役と位置付け、その振興を地域振興と一体となって推進する取り組みは、全国的にも新しいこれからの課題です。ゆえに、全国、全世界の先進事例や調査研究などの英知を活かして取り組んでいくことが大切だと考えます。

滋賀県では県条例制定時に「エコノミックガーデニング」について関心を持ち情報収集はされましたが、その後、継続した研究活動は行われておりません。

世界的には趨勢となっている中小企業振興による地域振興施策をいくつかのテーマに絞り、県庁内はもとより広く県民に参加を募って、継続した研究会活動を行っていただくことを望みます。

2. 「憲章」の精神と「県活性化条例」に基づいて、中小企業が発展する環境をつくるために、以下の施策を講じていただきたい。

1) 地産地消型、自立分散型エネルギー社会を中小企業の参加で推進を。

県は20133月に「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定し、「大規模集中型」のエネルギー供給体制から再生可能エネルギーをはじめとする分散型エネルギーの導入促進をすすめています。また、県基本構想においても、地域主導による「地産地消型」「自立分散型の新しいエネルギー社会づくり」「原発に依存しないエネルギー社会の実現」が提起され、その実現に向けた取り組みを進めておられると存じます。

さらに「しがエネルギービジョン」には以下8つの重点政策の推進が掲げられています。エネルギー問題は中小企業にとって本業と共に新しい仕事づくりの場として大きな関わりを持っていますが、個々の企業の経営課題として戦略的に位置づけるためには、丁寧できめの細かい説明や、支援体制が必要となります。

以下のプロジェクトが今どのように推進されているのか、加えて、中小企業との関わりはどのように行われているのか、今後より一層中小企業がプロジェクトへ積極的に加わることが出来るように、条件と環境整備をお願いいたします。

- (1)省エネルギー・節電推進プロジェクト
- (2)再生可能エネルギー総合推進プロジェクト
- (3)小水力利用促進プロジェクト
- (4)バイオマス利用促進プロジェクト
- (5)エネルギー自治推進プロジェクト
- (6)エネルギー高度利用推進プロジェクト
- (7)スマートコミュニティ推進プロジェクト
- (8)産業振興・技術開発促進プロジェクト

2) 中小企業の経営革新、市場創造、第2創業を促進するために

県には国や単独のものも含めて中小企業の新事業や経営革新、地域産業のブランド構築など多種多様な施策があり、その活用を通じてあらたな経営の活路を見出している企業も生まれております。一方、当会のアンケート調査（2016年8月24日～9月15日 回答数120社）では、政府の中小企業支援策（補助金等）について「恩恵があった」と応えた企業は27パーセントで、「恩恵がなかった」45.8パーセント、「わからない」27.5パーセントをあわせると70パーセント強の企業が、この間の中小企業支援策に効果を感じていないと回答しています。

第二次安倍政権が誕生して以降、すでに40兆円を越す経済対策を行ってきていますが、国内景気は低迷したままであり、中小企業数も先進国の中で唯一減少を続けています。巨額の「経済対策」を本当に効果あるものにするために、また意欲のある中小企業が新市場を創造するために必要な環境を整備するために、以下のことを要望いたします。

- ① 調査で「恩恵がなかった」と回答した企業の内「そもそも支援策を知らない」が31パーセント、「手続きが面倒なので申請していない」が15パーセントと回答しています。逆に言えば、「支援策を知る」ことができ、「面倒な手続きを簡素化」するか「丁寧に支援」することが出来れば、「恩恵がなかった」とする企業の50パーセント弱に恩恵が届いたかもしれません。これを進めるには、地域の中小企業を訪問し、経営課題を掴み、その解決に最適なメニューを提案し、一緒に汗もかいて応援するような想いと知識と行動力のある支援者を多数配置することが必要です。県としても支援機関の人員拡大と強化について、最重点の課題として取り組んでいただくことを要望します。
- ② 申請書類の作成を簡素化することに加えて、制度利用後の支払書類確認において、相見積の提示や新幹線特急券の持ち帰りなど、とても細かいと言える書面をそろえる「効率的ではない」労力の緩和が必要です。補助金の不正利用を防止するためであるならば、認定時に申請企業の資質を審査する別の判断基準を設けて対処すべきです。また申請時には企業のことを良く理解した支援機関のスタッフによる目利きを重視し伴走型の支援に努めて実際の取り組みを良く掴んでおけば、「効率的ではない」とまで言える事後の書類づくりはかなり緩和されるはずです。具体的な解決策を提案していただくようお願いいたします。
- ③ 販路開拓への県としてのサポートとして、滋賀県新商品パイオニア認定制度を思い切って緩和・拡充させ、中小企業の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を積極的に応援していただきたい。人々が県庁や県の関連施設を訪れれば、滋賀県の中小企業のニュービジネスがすべてわかる展示場となるほどの規模で、広げていただくようお願いいたします。
- ④ 地域がインバウンド需要を取り込む有効な手段として、民泊事業が全国的に広がっています。また、古民家を民泊事業に有効活用することは空き家対策ともなり、滋賀同友会会員も取り

組んでいます。一方でインターネットサイトによるグレイゾーンの民泊事業が問題になっており、意欲のある中小企業がきちんとした制度設計の下で参入できる条件と環境整備が必要です。とりわけ古民家を民泊事業へ有効に活用するには、都市計画法に定める市街化調整区域による事業規制に抵触する場合があります、その緩和が必要となります。県としても事業の推進に向けて、規制緩和も含めた条件と環境整備をお願いいたします。

3) 中小企業らしい海外展開の推進

本業を通じてより多くの人々に貢献するためには、自社の提供する商品や製品、サービスのグローバル展開の可能性について独自に探る必要があります。

また、少子化、高齢化、既存市場の縮小が進む中で、中小企業がASEANを中心にした新興諸国へ展開することは、企業の活性化や地域活性化につながることは、中小企業庁などのレポートでも明らかです。

当会では海外ビジネス研究会を立ち上げ、これまで中国、ヴェトナム、タイ、カンボジア、ミャンマー、モンゴルへ経済視察団を派遣してきました。この取り組みで、ローカル企業との人的ネットワークの拡大、外国人技能研修生の受け入れ、海外での営業拠点作り等が始まっています。

しかし、中小企業にとって海外展開はまだ壁が高く、容易に取り組めることではありません。そこで、地方自治体としてさまざまな支援体制が不可欠と考えられます。(ここでの“海外展開”は、商品やサービスなどを自社や協力会社、その他のネットワークを通じて事業に結びつけ海外で商売をすることだけでなく、企業拠点は今のままで海外から地域にきてもらうことも含みます)

以下の点を要望いたします。

① 海外展開専門部署による情報発信や訪問・相談業務を充実させること。

産業支援プラザ内にある「貿易投資相談窓口」を滋賀県の中小企業の海外展開に特化した、ワンストップサービスを提供する場として、機能を充実させて下さい。ワンストップの相談窓口にあわせて、研修会の開催や情報の発信、外部からの問い合わせに答えることに加えて専門のコーディネーターを配置し、「気軽に会社を訪問してもらえ」し「経営者の集まる勉強会へ情報提供者としてきてもらえる」ような体制づくりを望みます。

② 海外展開支援資金（ファンドや補助金・助成金）の創設

中小企業の海外展開の場合、スピードが重要になります。大手のように十分な調査や資金が望めないため、中小企業はフットワークの速さが必要です。その為に、年度計画にない資金が急に必要になることもあります。海外見本市への参加など計画的な事業への補助金だけでなく、突発的な事項にも対応する支援資金制度があると、安心してチャレンジする意欲が生まれます。

③ 海外展開ネットワークの形成

中小企業の海外展開においては、ネットワーク形成がとても重要です。企業間の協力体制や提携、事例や現地情報の共有化など、産官学金でネットワークを形成することで事業展開の幅が広がると考えます。専門のコーディネーターを配置し、定例会を組織するなどして、個々の企業や団体の持つ情報を共有化できる仕組み作りをお願いします。

4) 中小企業の社会的役割・存在価値を正しく伝えるとともに、人材の確保を促進する事業の展開を

雇用状況の変化、さらには少子化が進むもとの、中小企業の人材確保は厳しさを増しています。これは、個々の中小企業の経営努力によって改善されることと、日本社会の中で中小企業が置かれてきた社会・経済構造による誤解もふくめた先入観そのものを改めていかなければならない取り組みでもあります。

中小企業が抱える個別的、社会的な採用活動への困難を解消し、憲章にある「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」こと、さらには「県活性化条例」を具体化する取り組みとして、以下のことを要望いたします。

- ① 教育委員会等の関係機関とも連携し、就学年齢に応じて「働く」ということ、地域経済を担い雇用を守っている中小企業の社会的役割・存在価値などが正確に伝わるように、小・中・高・大学のそれぞれの授業に職業教育プログラム（例えば、愛媛県松山市では産学連携で小学校高学年のキャリア教育の授業向けに「未来デザインゲーム」を開発しています）を策定し実施して下さい。また、すでに実施されているところでは、地域の中小企業や小規模事業者との連携がどのように広がっているのか、成果や今後の課題をお教えてください。
- ② 滋賀県で学んだ若者がその学びをいかしたキャリアを形成すると共に、滋賀の中小企業で働く機会を広げるためには、中小企業経営者や幹部社員が「働くことの意義」「中小企業経営の魅力」「地域社会における中小企業の役割」等を系統的に学生へ伝えるキャリア講義や、講義と連動した形でインターンシップに取り組むことが有効だと考えられます。また、中小企業経営者や起業家の生き様に触れることで、自ら起業を志す若者を増やすことは、滋賀県経済の活性化にとって重要なことです。このような取り組みが県内の大学で広まるように、大学と企業とのネットワーク形成や推進組織作りを進めていただきたい。
- ③ 憲章にある「健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」を具体化するためには、学校の先生方自身に中小企業の現場で働く体験をしてもらい、生徒に中小企業で働く体験を語ってもらうことが有効だと考えます。そのための仕組みとして、新任教員の初任者研修に一定期間の中小企業職場体験（インターンシップを含む）を取り入れてはいかががでしょうか。

すでに徳島県教育委員会では実施され、教員と中小企業家が共に地域の人材を育てる場になっています。

- ④ 県内の中小企業へ働く若者を増やすことと、中小企業で働く若者が安心して生活し仕事に打ち込める環境を整備するために、奨学金を返済中の社員への補助制度を設けている企業に対し、県として資金的支援をする制度を設けてください。
- ⑤ 若年無業者（県内にニート約6,000人 引きこもり約6,000人とされている）の経済的自立を促すために、中小企業やNPOが共同して取り組む就労支援に向けての各種活動が促進されるように、「滋賀県地域若者サポートステーション」事業等の拡充など、積極的な取り組みをお願いいたします。
- ⑥ 県域に配置されている「障害者働き・暮らし応援センター」は中小企業と障がい者をつなぎ就労と定着を支援する組織として、大きな役割を担い着実な成果を上げています。この機能をさらに充実させるために、センター職員の増員と共に安心して業務に打ち込むことが出来る労働環境の整備を要望します。

5) 外形標準課税の適用拡大など中小企業向けの増税に反対すること

政府税制調査会は、外形標準課税の適用を中小企業まで拡大することや中小企業向けの増税を検討するなどの法人税改革への提言を行っています。もし外形標準課税の適用拡大等が実施されるなら、消費税増税に引き続く増税により、経営の活力を削ぐ可能性があります。しかも、外形標準課税の適用拡大等の理由が、法人税減税の代替財源であることは、まったく承服できません。

中小企業は企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たしています。中小企業は従業員給与の所得税や社会保険料などを負担しており、日本経済の根幹を支えています。外形標準課税は赤字企業でも払わなければなりません。憲章には、中小企業の声聴き、どんな問題も中小企業の立場で考えるとありますが、手続的にも中小企業の声聴かない、一方的なやり方に対して異議を申し立てております。

県としても、中小企業の活力を削ぎ、雇用の拡大に水を差し、地域経済を衰退させることにも繋がる外形標準課税の適用拡大をはじめとする中小企業向けの増税に対して、反対の意思表示を行っていただきたい。

以上

【参考資料】

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日滋賀県条例第 66 号

改正

平成 28 年 3 月 23 日条例第 40 号

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例をここに公布する。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展

が図られることをいう。

(3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社および個人に限る。)であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

一部改正〔平成28年条例40号〕

(基本理念)

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。

(2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。

(3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること。

(4) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。

(5) ものづくり産業(製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。)の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること。

(6) 県、中小企業者、関係団体等(中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関(以下「大学等」という。)および金融機関をいう。以下同じ。)、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

一部改正〔平成28年条例40号〕

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第6条 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業活性化施策の基本)

第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第4項までに定める施策を基本とするものとする。

2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。

(2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。

(3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。

3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。

(2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。

(3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

(4) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

4 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。

(2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。

2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

第11条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

第15条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第10条第2項および第11条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べるができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、10月とする。

3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例40号〕

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 滋賀県中小企業振興審議会設置条例(昭和38年滋賀県条例第34号)は、廃止する。

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成28年条例第40号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【参考資料】

中小企業憲章 閣議決定 平成 22 年 6 月 18 日

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間

連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるように、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する

- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組む

こととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業

を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

中小企業家同友会の理念

○「3つの目的」

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

○「自主・民主・連帯の精神」

○「国民や地域と共に歩む中小企業」

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 草津市野路8丁目13-1

TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail jimu@shiga.doyu.jp

ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>